

# 和光市給水装置検査及び分岐工事の立会いに関する基準

和光市水道事業

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この基準は、和光市が実施する給水装置の検査（以下「検査」という。）及び給水管の分岐工事（以下「分岐」という。）の立会いについて、関係法令に基づき必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この基準に定める用語の定義は次のとおりとする。

① 規程	和光市水道事業給水条例施行規程
② 事業者規程	和光市指定給水装置工事事業者規程
③ 和光市	和光市水道事業
④ メーター	水道メーター（和光市の貸与品）
⑤ 検査員	和光市の職員
⑥ 指定事業者	和光市の指定を受けた給水装置工事事業者
⑦ 主任技術者	指定事業者で選任した給水装置工事主任技術者
⑧ 検査書類	給水装置検査申請書
⑨ 分水栓	サドル付分水栓
⑩ 挿入器	コア挿入器

## 第2章 分岐

### (分岐の立会日及び申込み)

第3条 分岐の立会い日は下記のとおりとする。

- ① 火曜日及び木曜日を立会い日とする。
- ② 前号に定める立会い日については、祝祭日、年末年始の休業期間及び9月と3月に実施する棚卸の期間は実施しないこととする。
- ③ 和光市で行う事業及び関係団体が行う事業に職員の派遣があるときは、立会いを実施しないこととする。
- ④ 道路工事抑制期間等については、道路管理者の指示に基づき取扱うこととする。

- 2 分岐の立会い申込みについては、立会い日前日の午前中までに、和光市の窓口で申込むこと。
- 3 自費工事に伴う材料検査、分岐の立会い、通水の立会いについては、別途、和光市と日程等に係る調整を行うこと。

## (分岐の準備及び施工)

第4条 分岐の立会いについては、次の各号の準備及び作業を行うこと。

- ① 分岐の立会い日については、午前9時までに和光市へ施工の実施または中止について連絡をすること。
- ② 使用する穿孔機については、穿孔する配水管等の管種に応じ、下記表1のとおり準備すること。
- ③ 分水栓を設置する位置は、配水管等の弁・栓類及び継手等から30cm以上の離隔距離をとり、配水管等に影響が無いよう設置すること。

表1

配水管の管種	穿孔機	その他
ダクタイル鋳鉄管	電動式穿孔機	
鉄管等		
耐衝撃性硬質塩化ビニール管	手動式穿孔機	配水用ポリエチレン管を穿孔するときは、ポリエチレン管用の穿孔刃を使用すること
硬質塩化ビニール管		
配水用ポリエチレン管		

- ④ 掘削後、分水栓を設置し、宅地内、第一止水栓までの配管を施工したあと、第一止水栓側にテストポンプを設置し分水栓までの漏水確認のため、0.75Mpaの水圧をかけること。
  - ⑤ 前号で実施する水圧試験の時間は2分以上とする。
  - ⑥ 第4号において、掘削が完了した時点で、和光市へ立会い依頼の連絡をすること。なお、立会いが混み合っている際は、希望する立会い時間より遅れる場合があります。
  - ⑦ 検査員到着後、検査員の指示により穿孔を開始すること。なお、分水栓の開栓を忘れないよう確認を行うこと。
  - ⑧ 作業員は穿孔が終了したときは、分水栓を閉栓し、穿孔機を取り外したあと、挿入器を取付けコアの挿入を行うこと。なお、挿入器につけたコアについて検査員に確認し、コアを挿入後、挿入器にコアが残っていないか検査員に確認をすること。
- コアの挿入は、鋳鉄管等腐食防止が必要な材質の配水管等とする。
- ⑨ 作業終了後、分水栓を開栓し出水確認を行うこと。確認したあと分水栓に付属される防食フィルムを取付けること。
  - ⑩ オフセットについては、仕切弁、空気弁、消火栓など配水管に付属する配水設備や官民境界及び人孔などから計測すること。

### 第3章 検査

(検査日及び検査の申込み)

#### 第5条 検査の実施日は下記のとおりとする

- ① 月曜日、水曜日及び金曜日を検査日とする。
- ② 検査を実施する時間は、原則、午前中とする。
- ③ 第1号に定める検査日については、祝祭日、年末年始の休業期間及び9月と3月に実施する棚卸の期間は実施しないこととする。
- ④ 和光市で行う事業及び関係団体が行う事業に職員の派遣があるときは、検査を実施しないこととする。

2 検査の申込みについては下記の表2のとおり、和光市の窓口で申込むこと。

表2 (1件=水道メーター1個)

検査件数	申込期限	参考
2件まで	検査日前日の午前中まで	
3~10件	検査日（土日）を含まず 3日前の午前中まで	月曜日に検査の場合前週の水曜日の午前中までに申込
		水曜日に検査の場合前週の金曜日の午前中までに申込
		金曜日に検査の場合火曜日の午前中までに申込
11~50件	検査日（土日）を含まず 5日前の午前中まで	月曜日に検査の場合前週の月曜日の午前中までに申込
		水曜日に検査の場合前週の水曜日の午前中までに申込
		金曜日に検査の場合前週の金曜日の午前中までに申込
51件以上	1か月前までに和光市と事前調整をすること	

3 検査時間の確認について、検査日の前日の午後4時から午後5時までに、和光市へ検査時間の確認をすること。

4 メーターの出庫については、下記表3のとおりに出庫する。なお、臨時用メーターの出庫についても同様とする。

表3

出庫数	メーターの出庫日
2個まで	当日、検査員が持っていく
3~10個	検査前日の午後1時30分以降に出庫する
11~50個	検査前日の午前9時以降に出庫する
51個以上	1か月前までに和光市と事前調整を行い決定する

5 自費工事に伴う完成検査については、別途、和光市と日程等に係る調整を行うこと。

(検査の実施条件)

第6条 検査の実施条件については、次の各号を遵守すること。

- ① 検査対象物件の引き渡しが行われる前に必ず検査を受けること。
- ② 検査書類に記載された水栓番号票の貼付け、配管及び水栓類が設置されていること。
- ③ 既設メーター又は臨時用メーター以外のメーターが設置されていないこと。
- ④ メーター設置前に代用管の使用をしないこと。代用管を使用する場合、和光市に確認をすること。
- ⑤ 第一止水栓は既設メーターを除きメーターの設置をしたあと、検査員が立会いしている状況で開栓すること。
- ⑥ 給水管に上水道以外の管が接続されていないこと。
- ⑦ 指定事業者が施工した給水装置であること。
- ⑧ 原則、主任技術者が立ち会うこと。
- ⑨ 自費工事、取出しの場合、図面に記載のある延長、オフセット等に間違えが無いこと。

(検査時の対応)

第7条 検査時の対応については、下記のとおりとする。

- 2 検査員が到着後、現地にメーターが設置されている場合（既設メーター、臨時用メーターのみ対象）を除き、検査員から受け取ったメーターの取付方向を確認し設置すること。
- 3 メーターを設置した後は、検査書類に記載のある水栓類が閉栓されていることを確認し、第一止水栓及び丙止水栓をゆっくり開栓し通水すること。
- 4 水栓番号票は、規程第20条に規定する位置または検査員の指示する位置に貼り付けること。なお、水栓番号票の貼付位置に関し申込者の要望があるときは、検査員と調整を行い指示に従うこと。（検査日に貼付けされていない場合は、検査不調となりますので、事前の確認を申込者に行い貼付けしてください。貼付けが可能場所は、戸建て住宅の場合、玄関扉としていますが、道路に面した建物の基礎部分も可。ただし、隠れる場所は不可。としています。集合住宅の場合は、玄関扉、パイプスペースの扉、表札がある場合は表札としています。それ以外の場所には、原則、貼り付けることができません。）
- 5 第5条第4項に規定するメーターの出庫日に基づき先行出庫されたメーターについては、検査日までに設置を行うこと。また、水栓番号票の貼り付けについても前号の規定により貼り付けておくこと。ただし、検査が不調となったときは、メーターは取り外すこと。  
注：水栓番号票の貼付け位置については、事前に施主に確認をお願いします。
- 6 複数のメーターを設置する場合、次項表4のとおり対応すること。

表4

メーター設置状況	対応
専用住宅	
2世帯住宅または同一敷地に2つのメーターを設置する場合	1F・2Fの別、散水・住居の別等でメーターボックスに表示すること。
集合住宅	
地中設置のメーターボックスが連続して設置されている場合	部屋番号等をメーターボックスに表示すること。
地中設置のメーターボックスがクワット口を使用して設置されている場合	①給水管1次側に、部屋番号等がわかる札を必ず取付けること。 ②メーターユニット使用時は、ユニットに部屋番号を併せて表示すること。
1つのパイプスペースに複数個のメーターが設置される場合（キャビネット含む）	②メーターユニット使用時は、ユニットに部屋番号を併せて表示すること。

- 第一止水栓及びメーターの設置位置については、規程第13条第2項に定める「道路と敷地の境界から給水管の延長で2m以内」となるよう努めること。なお、当該規程の延長を超過したときは、規程第13条第3項の規定により誓約書を提出すること。

- 7 増圧給水方式の場合、増圧ポンプの確認を行うため、通電されていること。
- 8 受水槽方式の場合、受水槽の確認を行うため、受水槽及び加圧ポンプの確認（通電されていること。）ができるよう対応すること。
- 9 水質検査の結果により残留塩素の濃度が確認できないときは、検査員の指示によりドレン作業について協力すること。
- 10 自費工事の検査は、折れ点、分岐箇所等現地でオフセットなどの確認を行うため、マーキング等により検査がスムーズに行えるよう対応すること。
- 11 検査終了後、負圧等の発生によりメーターが逆進行するなどの現象が発生している場合、計量に支障があるため、検査員の指導により逆止弁等の設置をすること。
- 12 第6条に規定する検査実施条件を満たさない場合は、検査不調とし、検査日の翌日（土日祝祭日を除く）から15日以内に改めて検査の申込みをすること。
- 13 給水装置の申込みを行い、現地の物件が完成しているのにもかかわらず、検査を受けないまま3か月以上放置している場合は、第14項の規定により対応すること。
- 14 第12項及び第13項の規定について、事業者規程第16条の規定に基づき主任技術者または当該工事を施工した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることする。また、主任技術者の立会いを行う際は、事業者規程第17条の規定に基づき、当該検査の未実施に関する理由等を含め報告書を作成し説明を行うこと。

(検査の実施項目)

第8条 検査項目については、次のとおりとする。

- ① 規程第13条第2項に規定する第一止水栓及びメーターの設置位置。
- ② メーターの番号、適正稼働、設置方向及びクロス設置の確認。
- ③ 水栓番号の確認及び規程第20条に定める貼付位置（門戸：玄関扉、玄関扉の枠）または検査員が指定する貼付位置に表示されているか。
- ④ 水質検査の実施。
- ⑤ 竣工図に基づく給水装置、給水用具の確認。（認証品の使用状況）
- ⑥ 直結給水システムに該当する場合、和光市直結給水システム設計施工基準に基づく検査の実施。
- ⑦ 受水槽が設置されている場合、有効容量、法令に基づく離隔距離（6面点検）の確認。
- ⑧ 複数のメーターを設置する場合、部屋番号の確認ができるものが表示されているか。
- ⑨ 返却メーターの指針の確認。
- ⑩ 自費工事、取り出しの場合は、オフセット等の確認。

(竣工図の修正等)

第9条 検査終了後、検査書類に修正が発生したときは、事業者規程第15条第2項の規定に基づき、修正した検査書類を土日を含まず10日以内に提出すること。なお、基準に定める期間内に検査書類の提出が無いときは、事業者規程第17条の規定により報告または資料の提出を求めることとする。また、自費工事の場合も同様とする。

第4章 その他関連事項

(臨時用メーターの取扱い)

第10条 臨時用メーター（赤色のメーター）の設置期間は、原則1年間とする。

- 2 臨時用メーターの移設は認めない。
- 3 自費工事及び宅地に設置した臨時用メーターが1年を超えたときは、配水管分岐部で分水止を行い臨時用メーターを返却すること。

(関係法令に基づく罰則の適用)

第11条 この基準に定める事項で関係法令の適用を受けるときは、該当する法令等に定められる罰則を適用する。

(その他)

第12条 この基準に定めない事項については、水道事業管理者が決定するものとする。

この基準は令和3年4月1日から施行する。